

## 【条例、規則等で定める基準を検討する際の視点】

## A 特別養護老人ホームの利用者像

今後の利用者のうち、要介護4及び要介護5の割合が7割以上（平成26年度目標）

⇒ しかし、多くの人が寝たきりではなく、日々の生活の中で、感情豊かに、その人なりの生活を送っており、それにふさわしい施設サービス（ハード面・ソフト面）を提供する必要がある。

## B 所得の低い高齢者も低廉な居住費負担で利用できる特養整備の必要性

ユニット型個室を利用できない、利用が難しい所得層の選択肢としての多床室

⇒ しかし、多床室であっても、その人らしい生活ができるハード、ソフトが必要

## C 「ケアの質」を保障するための基準設定

ハード面：環境に係る基準の設定（採光、圧迫感、使い勝手、居室からパブリックスペースへの連続性）

ソフト面：施設サービス計画策定に係る基準の追加

## D 都市部における特性

地価が高く、人口が密集している都市部においては、整備に適した広い土地が確保するのが難しいため、面積基準等の緩和や必置施設・基準等の見直しが必要。

## E 地域の拠点としての特養

「地域交流スペース」の設置や、エントランス等を活用した地域との交流事業の実施  
商業施設、文化施設等の合築の可能性

## F 外部の社会資源を活用した、都市部にこそ相応しい特養

すべてのサービスを、施設内で充足させず、外部の社会資源（医療機関との連携など）

## G 「数値」ではなく「性能」で担保するための基準設定

純粹に個人で使う場所（＝居室）には数値基準を

パブリックスペース、セミパブリックスペースは、個々の最低基準とともに、総量基準を定める

例) 廊下幅の最低基準は1.5m、共同生活室の1人当たり最低基準面積は2㎡、○の1人当たり最低基準面積は○㎡、かつ、これらのすべてとユニット玄関部分を合わせた面積をユニット定員で割った面積の最低基準は○㎡